

# キャッシュ・フローベースの法人税制について

山田直夫

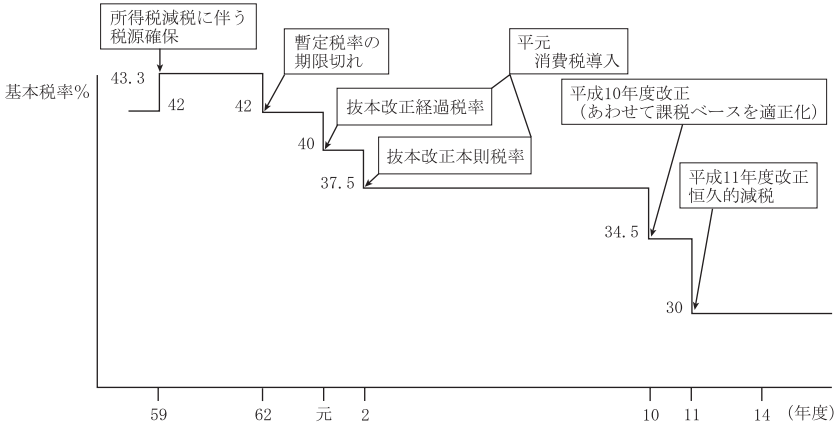
## 一 はじめに

### (1) 法人税の変遷

税制調査会の「平成一七年度の税制改正に関する答申」は法人税について、「これまで法人税については、国際的に整合性がとれ、企業活動に歪みの少ない中立的な税制を目指し、課税ベースを拡大・適正化しつつ、税率を引き下げてきた。」としている。そこでまずこの記述をもとに法人税の変遷について簡単に確認しよう。図表1は法人

税率の変遷を示したものである。昭和五九年度から昭和六一年度までは四三・三%の税率が課せられていたが、そこを頂点に徐々に軽減されていることがわかる。また近年についてみると、平成一〇年度に三七・五%から三四・五%に引き下げられ、平成一一年度からは三〇%になっている。こうした法人税率の引き下げもあって、現在わが国の法人所得課税の実効税率（法人事業税が損算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したもの）は三九・五四%になり、アメリカの法人所得課税の

図表1 法人税率の推移



(出所) 財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/082.htm>)

実効税率（州法人税が損金算入されることを調整した上で、「連邦法人税」「州法人税」の税率を合計したもの）である四〇・七五％（ただしここでは州法人税としてカリフォルニア州の税率を適用している）を下回っている。

また課税ベースについても各年度の税制改正で改革がなされている。図表2は近年の税制改正における法人税制の改革の概要を示したものである。平成一三年度の企業組織再編成税制の見直しは、商法改正に合わせたもので複雑化する企業活動に対応するためのものといえるだろう。また平成一四～一六年度税制改正での連結納税制度に関する改革や、減税措置は企業の（国際）競争力を維持することを目的にしている。

このように経済のグローバル化の進展に対応し、企業活動の活性化あるいは企業活動に対する中立性を目的に税率の引き下げと課税ベースの見

図表 2 近年の税制改正における法人税改革の内容

年度	内 容
13	企業組織再編成に係る税制の整備
14	連結納税制度の創設
15	研究開発減税 設備投資減税
16	欠損金の繰越期間の延長 連結付加税の廃止

(出所) 羽深 (2005) より作成

直しという改革がなされている。しかし、小本(二〇〇三)によれば企業の法人税制に対する評価は大変低い。小本(二〇〇三)は二〇〇三年八月に日本生命とニッセイ基礎研究所が実施した「ニッセイ景況アンケート調査」の結果を報告している。それによれば回答を得た全国二三〇八社のうち、現行の法人税制に「満足できる」あるいは、「ほぼ満足できる」と回答したのはわずか三・〇%で、「あまり満足できない」あるいは、「満足できない」と回答した企業が五五・三%にのぼっている。また法人所得税率の水準について七二・九%の企業が「直ちに引き下げが必要」あるいは、「将来的には引き下げが必要」と回答している。これらの調査項目は国税の法人税だけではなく地方税も含めた法人所得税制全般を対象にしたものであると思われるが、いずれにしても大変に低い評価である。ただし調査の対象企業が「わ

が国における法人税制のあり方」という観点から回答しているかは疑問であるので、この調査結果からすぐに法人税の問題点を探ることはできないだろう。

(2) 法人税の改革案

近年の法人税改革は、企業の所得という課税ベースを維持しながら中立性を改善しようとする措置とすることができる。しかし経済学の視点からは、課税ベースが企業の所得であること自体が法人税の問題点としてよく指摘される。現行の法人税は益金から損金を差し引いた課税所得に税率が課される仕組みになっている。課税所得は具体的には税引き前利益に益金と損金の算入、不算入を調整して求められる。こうした課税ベースでは企業の投資、資金調達行動に影響を与えることが知られている。つまり所得ベースの法人税が企業

活動に歪みを与えており、課税ベースそのものを変える必要性が指摘されているのである。

では所得に代わる課税ベースとして何が考えられるだろうか。そうした疑問に対し、所得ベースの法人税を廃止し、企業のキャッシュ・フローを課税ベースとする税制に移行すべきという主張がある。この税制はキャッシュ・フロー法人税（資金ベース法人税）と呼ばれる。そもそもキャッシュ・フロー法人税はイギリスの税制改革の報告書である『ミード報告』で提案された税制である。報告書の中ではキャッシュ・フローを実物取引に関するもの（Rベース）、株式を除いた金融取引に関するもの（Fベース）、株式取引に関するもの（Sベース）、租税取引に関するもの（Tベース）に分け、それぞれを課税ベースとして考えている。

またアメリカでは一九九〇年代に消費課税を実

現するために、企業段階で企業のキャッシュ・フロー、あるいはそれに近いものを課税ベースとする税制が提案されている。具体的にはフラットタックスとUSA税である。詳細については後述

するが、フラットタックスは個人段階では年金を含む賃金報酬を課税ベースとし、企業段階でキャッシュ・フローを課税ベースと考える。そして両者に単一の税率を課し、経済全体の付加価値に課税を行うとする税制である。一方、USA税は個人段階で所得から無制限に貯蓄を控除したものに累進的に課税し、企業段階で控除型付加価値税を課すというものである。企業段階の課税ベースは、売上から投資を含む経費を即時控除する点でキャッシュ・フローと似ているが、賃金報酬の控除が認められない点が異なっている。これらの改革案を含むアメリカの税制改革論議は貝塚(二〇〇三)といった財政学のテキストでも取り

上げられている。また最近、ブッシュ政権において消費課税の議論が行われており、その中でフラットタックスについても議論されている。

### (3) 本稿の目的

このようにキャッシュ・フロー法人税への移行、あるいはキャッシュ・フローベースの法人税を利用した税制が提案されている。それに伴いキャッシュ・フローに注目した税制に関する研究も蓄積されている。そこで本稿では先行研究を踏まえてキャッシュ・フロー法人税をめぐる議論を整理する。そして、フラットタックスとUSA税の概要を紹介し、その性格について評価、検討する。

本稿の構成は次のとおりである。次節でキャッシュ・フロー法人税のメリットとデメリットを示し、キャッシュ・フロー法人税の性格を明らかに

する。続いてキャッシュ・フロー法人税の応用と考えられるフラットタックスとUSA税の概要を紹介し、その特徴について検討する。最後に本稿の議論をまとめ、今後の課題を示す。

## 二、キャッシュ・フロー法人税をめぐる議論

キャッシュ・フロー法人税のメリットを指摘した代表的な先行研究としては、田近・油井(二〇〇〇)、野口(一九八五)、野口・藤井(二〇〇〇)などがある。また問題点を指摘した先行研究としては宮島(一九八六)などがあり、そうした議論を簡単に整理したものととして宮田(二〇〇三)がある。ここでは詳しい内容には立ち入らず、どのようなメリットあるいはデメリットが指摘されているかを簡単に紹介したい。

現行の所得ベースの法人税と比較してキャッシュ・フロー法人税のメリットとしてまず挙げられるのが、簡素ということである。現行の法人税では課税所得の計算にあたって減価償却等で複雑な計算が必要である。しかも恣意性が入る可能性も高い。それに対しキャッシュ・フロー法人税では、投資は即時償却されるので、現行法人税に比べて計算の手間もかからないし、恣意性に入る余地も少ない。

またキャッシュ・フロー法人税の課税ベースの中でも、計算の簡素化が図れる。キャッシュ・フロー法人税の課税ベースとしてRベースとFベースを合計したR+Fベースが望ましいという主張がある。R+Fベースは定義によりSベースとTベースの和であるS+Tベースに等しい。したがってR+Fベースを試算する場合でも、直接的に実物取引と株式以外の金融取引を把握しなくて

もよく、株式取引と租税取引を把握すればよい。一般的に株式取引と租税取引の方が取引量は少ないと考えられるので、 $S + T$ ベースを計算することで、把握しなければならぬ取引量を少なくしながら $R + F$ ベースを求めることができるのである。

その他のメリットとしては中立性が挙げられる。野口（一九八五）はキャッシュ・フロー法人税の投資に対する中立性を簡単なモデルを使って指摘している。具体的にはキャッシュ・フロー法人税が企業の投資決定に関する条件に影響しないことを示している。さらにインフレに対してもキャッシュ・フロー法人税であれば実質的な税負担が変わらないことを示している。また田近・油井（二〇〇〇）はモデルを用いて投資に対する中立性に加えて資金調達に対する中立性についても議論している。具体的には、個人段階で支出税、

企業段階でキャッシュ・フロー法人税を課税すれば資金調達の中立性が確保できるとしている。

キャッシュ・フロー法人税が資金調達に対して中立的であるならば、二重課税の調整が不要ということになる。現行の法人税では資金調達に歪みが生じているため、何らかの調整が必要である。

これが法人税と個人所得税の統合問題と呼ばれる問題である。統合の方法としてはインピュテーション方式、CBI方式などが実施あるいは提案されているが、わが国も含め多くの国では完全には調整していない。しかしキャッシュ・フロー法人税ではそういった問題が生じないのである。

ところでキャッシュ・フロー法人税に対する欠点として宮島（一九八六）は税収調達能力の欠如を挙げている。宮島（一九八六）は二期間モデルを用いて、二期間を通じて政府が得るネットのキャッシュ・フロー法人税収がゼロであることを

指摘している。さらにネットの税収を生じさせるには投資の中立性を犠牲にしなければならないことなども示している。また野口・藤井(二〇〇〇)は企業が国債利率を上回る収益率を実現できれば、政府は正の税収を上げられるとしている。

### 三、フラットタックスについて

フラットタックスに関する先行研究としては、英語文献ではフラットタックスを提唱したHall and Rabushka (1995, 1996) などがある。邦語文献としてはアーミー(一九九六)、田近・油井(二〇〇〇)などがある。以下ではこれらの先行研究を踏まえ、フラットタックスの概要を紹介する。

フラットタックスは個人段階で年金を含む賃金

を課税ベースとし、企業段階では企業のキャッシュ・フローを課税ベースと考える。そして両者に単一の税率を課すという税制である。そうすることによって一国の付加価値を課税ベースとすることができるのである。つまり一国の付加価値は定義的に国内総生産に等しいので、これを雇用者への報酬と資本への報酬に分割して課税しているのである。税率が単一なので個人段階で公平性の問題が生じるが、これには人的な所得控除を認めて実質的な累進課税を行うことで対処している。

Hall and Rabushka (1996) では一九九三年のデータを用いてその年における税率を一九%に設定している。つまり一九九三年の国内総生産を課税ベースに、その年の個人所得課税と法人所得課税による税収の合計額である六二七〇億ドルをフラットタックスで徴収するには税率を一九%にする必要があるというのである。またアーミー(一



図表 3 賃金税の申告書の項目

1. 賃金、給与、年金
2. 人的控除類
  - a. \$ 22700 (共同申告夫婦)
  - b. \$ 11350 (独身者)
  - c. \$ 14850 (家庭の世帯主)
3. 扶養者数 (配偶者を除く。)
4. 扶養者人的控除額 ( $\$ 5300 \times$  ライン 3)
5. 合計人的控除類 (ライン 2 + ライン 4)
6. 課税賃金 (ライン 1 - ライン 5 もしもプラスでない場合には 0)
7. 税額 (ライン 6 の 17%)
8. 既納税額
9. 納付税額 (ライン 7 - ライン 8 がプラスの場合)
10. 還付額 (ライン 8 - ライン 7 がプラスの場合)

(出所) アーミー (1996) 5 頁より作成

九九六) は一七%の税率を主張している。ただしこれは税収中立性を基準にしたのではない。歳出の削減と減税を行い二〇〇二年までに予算を均衡させるという目的を達成するためにこの著者が独自に計算した税率である。さらにアーミー (一九九六) は将来的に税率を一〇%にすると主張している。

以下では各段階での課税方法を示す。個人段階では年金を含む賃金から人的控除を行って課税ベースを求める。人的控除は家族の形態によるものと扶養者の数によるものである。Hall and Rabushka (1996) とアーミー (一九九六) では、控除額に若干の違いがある。図表 3 はアーミー (一九九六) で提示されている個人の申告書の項目を参考までに示したものである。夫婦子供二人の家族で比較するとアーミー (一九九六) の場合、控除額は  $22700 + 5300 \times 2$  で 33300 ドルであるが、

図表4 事業税の申告書の項目 (1998年)

1. 売上による総収入
2. 控除される費用
  - a. 財貨・サービスと材料の購入
  - b. 賃金、給与、年金
  - c. 資本設備、構築物、土地の購入
3. 合計の控除される費用 (上記の a、b、c の合計)
4. 課税される所得 (ライン 1 - ライン 3)
5. 税額 (ライン 4 の 17%)
6. 1997年からの繰越し
7. 繰越額の利子 (ライン 6 の 6%)
8. 1998年への繰越 (ライン 6 + ライン 7)
9. 納付すべき税額 (ライン 5 - ライン 8 がプラスの場合)
10. 1999年への繰越額 (ライン 8 - ライン 5 がプラスの場合)

(出所) アーミー (1996) 81頁より作成

控除額の設定の違いにより Hall and Rabushka (1996) では 25500 ドルになる。

企業段階では企業のキャッシュ・フローが課税ベースとなる。企業の申告書の項目も図表4において示しているが、そこからわかるように売上から財・サービスの購入、資本設備の購入も控除される。さらに後述する USA 税との比較で特徴的なのは賃金、給与、年金が課税ベースから控除されることである。このように算出された課税ベースに個人段階と共通の税率が課されるのである。

フラットタックスの特徴としては中立性を重視していることである。つまりできるだけ忠実に消費税を行おうとしている点である。しかし税率が単一であることと控除が限られていることから、公平性に対処はしているものの、その問題が解消されない可能性がある。

## 四、U S A 税について

### (1) U S A 税の概要

U S A 税に関する先行研究としては、邦語文献では林（一九九九）、田近・油井（二〇〇〇）などがあり、英語文献では累進消費税に関する研究書である Seidman（一九九七）などがある。この Seidman（一九九七）については二〇〇四年に翻訳書も出版されている。以下ではこれらの先行研究を踏まえ、U S A 税の概要を紹介する。

U S A 税とは Unlimited Savings Allowance Tax のことで、日本語では無制限貯蓄控除税と訳される。前述したように U S A 税は税制を個人段階での課税と企業段階での課税の二つに分けて考える。そして個人段階で所得から貯蓄を無制限に控除し累進的に課税を行う。また企業段階では

控除型付加価値税を課す。税収は現行と同額になるよう、またその内訳も現行の所得税の税収比率に対応して、個人段階から八〇%、企業段階から二〇%をあげるよう税率等を調整するのである。さらに個人段階では所得階層別の税負担も変化しないよう税率が設定される。

以下ではより詳しく課税方法をみていく。個人段階では所得から貯蓄を差し引いたものである消費に対して累進税を課す。所得には賃金報酬、利子、配当といった所得に加え、資産の売却額も含まれる。そしてその合計額から預貯金の預け入れや株式の購入額など貯蓄に相当するものが無制限に控除されるのである。こうして求められた消費が課税ベースとなるが、高等教育に対する支出などの人的資本に関する投資は一部控除される。参考までに図表<sup>5</sup>では、個人段階の申告書の項目を示している。税率とブラケットは現行の所得税の

図表5 個人消費税納税申告書の項目

キャッシュ・インフロー	
1.	賃金および給料
2.	利子、配当、事業からの現金引出し
3.	貯蓄口座または投資基金からの引出し
4.	株および債券の売却
5.	借入れ（消費者耐久財ローンを除く）
6.	贈与および遺贈の現金受取り
7.	年金、社会保障、保険の現金給付
8.	合計額（第1、2、3、4、5、6、7項目を合計）
非消費キャッシュ・アウトフロー	
9.	貯蓄口座または投資基金への預入れ
10.	株および債券の購入
11.	借入れの返済（消費者耐久財ローンを除く）
12.	現金慈善寄付および贈答
13.	高等教育授業料（投資部分）
14.	合計額（第9、10、11、12、13項目を合計）
15.	消費額（第8項目から第14項目を控除）
控除	
16.	人的免除
17.	家族手当
18.	移行前取得資産控除
19.	合計額（第16、17、18項目を合計）
20.	課税消費額（第15項目から第19項目を控除）
21.	税額
22.	賃金高税額控除
23.	純納税額（第21項目から第22項目を控除）

（出所）八巻・半谷・塚本訳（2004）87頁より作成

累進度を維持するよう設定される。具体的には導入当初に〇%、一九%、二七%、四〇%、導入して三年後には〇%、八%、一九%、四〇%に設定される。最後に低賃金の家計のための税額控除などを考慮して最終的な税額が求められる。

企業段階では課税対象は法人だけではなくすべての企業である。そして課税ベースは売上から他企業からの購入を差し引いたものである。ここで資本財に対する投資は即時控除される。つまり耐用年数に応じて減価償却していくこ

とはしない。またフラットタックスと比較してUSA税の企業段階での特徴は賃金報酬が控除されないことである。したがって課税ベースは控除型の付加価値になるのである。賃金報酬を控除しない理由はフラットタックスに比べて課税ベースを拡大することである。この措置は二つの点で課税ベースを拡大すると思われる。一つは各企業の課税ベースが賃金報酬の分だけ拡大することで、もう一つは課税ベースが負になる企業が減少して経済全体の課税ベースを拡大させることである。これによりフラットタックスより低税率で多くの税収を得ることができる。実際USA税における企業段階の税率は1%で、Hall and Rabushka (1996) の提唱するフラットタックスの税率19%、アーミー (一九九六) の提唱する税率一七%を下回っている。(ただし前述したようにアーミー (一九九六) は将来的には税率を一〇%にす

るとしている。)

以上USA税の概要を説明したが、Seidman (1997) は、一九九五年に上院議員のPete Domenici, Sam Nunnらが中心となって上院に提出したUSA税法案と、一九九五年にErnest Christianらが作成した解説書では基本的な考え方は一致しているが、実施上のオプションには相違があることを指摘しており、USA税論者の間でも実際の導入に関しては若干の見解の相違が見られる。

## (2) USA税の性格

USA税の目的は、現在の所得階層別の税負担を維持しつつ、つまり公平性を考慮しながら貯蓄を促進することである。現在わが国の貯蓄率は低下傾向にあり、今後も少子高齢化の進展でさらにその傾向が強まると考えられる。したがって貯蓄

促進を目的とするUSA税についてわが国でも議論することは有用であると思われる。しかしUSA税は中立性の観点から問題がある。それは賃金報酬が企業段階と個人の段階で合計二回課税されるからである。企業段階で賃金報酬の控除を認めないことによる企業段階での課税ベースの拡大と個人の消費行動の歪みのトレード・オフについて慎重な議論が必要である。

USA税が導入された場合、一国の課税ベースほどの位の額になるであろうか。筆者の知る限りアメリカにおいてもわが国においてもそのような研究はない。しかし宮田(二〇〇三)において試算されている「アメリカ型キャッシュ・フローベース」が個別企業についての企業段階の課税ベースに相当すると思われる。宮田(二〇〇三)は松下電器産業、日本電信電話、住友信託銀行、第一勧業銀行の四つの企業について、一九九一年

から二〇〇〇年まで(第一勧業銀行のみ一九九八年から二〇〇〇年まで)の個別企業の財務データを元に『ミード報告』で提案されている課税ベースやMerrill and Edwards (1996)で提案されている課税ベースなどを試算している。宮田(二〇〇三)はMerrill and Edwards (1996)で提案されている課税ベースは、『ミード報告』におけるRベースとFベースに従業員報酬(W)を加えた $R + F + W$ であると定義している。そしてキャッシュ・フロー法人税の定義上 $R + F$ はS + Tに等しいので実際の試算には、 $S + T + W$ を用いている。論文中ではこの課税ベースを「アメリカ型キャッシュ・フローベース」としているが、賃金報酬を課税ベースから控除していない点などからUSA税の企業段階の課税ベースを試算したものと思われる。ちなみに試算結果についてであるが、 $S + T$ にさらにWが加わるので、大変広い

課税ベースになることが予想される。実際、宮田(二〇〇三)は試算結果について、どの企業もほとんどすべての年でU S A税の企業段階の課税ベースの方が税引き前利益よりも大きいこと、実際の法人税額と法人住民税額をU S A税の企業段階で徴収するには税率が一六・九%でよいことを指摘している。

## 五、おわりに

本稿では、キャッシュ・フロー法人税をめぐる議論を整理し、そのメリットとデメリットを明らかにした。主なメリットとしては税制が簡素であること、二重課税の調整が必要ないこと、企業活動に対して中立的であることなどが挙げられる。一方デメリットとして税収調達能力に疑問が投げかけられていることを指摘した。続いて、通常は

消費課税の文脈で紹介されることの多いフラットタックスとU S A税を、キャッシュ・フロー法人税を利用した税制という観点から紹介、評価した。フラットタックスとU S A税を比較すると、企業段階で賃金報酬を控除するかどうかという点で違いがあった。またフラットタックスはその名のとおり法人、個人の両段階において単一の税率を課すのに対し、U S A税は企業段階で比例税率、個人段階で累進税率を適用するというように税率の面でも相違点が見られた。そしてその結果中立性の観点からはフラットタックスの方が優れているが、公平性の観点からはU S A税の方に分があることが明らかになった。

現行の所得ベースの法人税からキャッシュ・フローベースの法人税に移行することは、短期的には難しいかもしれないが、長期的な視点に立つて法人税の課税ベースについて議論することは重要

である。したがって、今後わが国においてキャッシュ・フロー法人税が導入された場合の課税ベ－スの試算や、移行期の税制が企業活動に及ぼす影響を理論的、実証的に分析する必要があるだろう。

(参考文献)

- 貝塚啓明 (二〇〇三) 『財政学 第三版』東京大学出版会  
 小本恵照 (二〇〇三) 「法人税制改革を期待する日本企業ニッセイ景況アンケート二〇〇三年八月調査結果」 『ニッセイ基礎研REPORT』通巻八〇号、一一七頁  
 田近栄治・油井雄一 (二〇〇〇) 『日本の企業課税』東洋経済新報社  
 デイック・アーミー著、塩崎潤訳 (一九九六) 『フラットタックス』今日社  
 野口悠紀雄 (一九八五) 「資金ベ－ス法人税の提唱」 『ESP』一九八五年四月号、三七—四二頁  
 野口悠紀雄・藤井眞理子 (二〇〇〇) 「キャッシュフロー法人税の検討」 『税研』九一号、五三—五七頁  
 羽深成樹編 (二〇〇五) 『図説日本の税制 平成一七年度版』財経詳報社  
 林正寿 (一九九九) 「USA税—所得課税から消費課税へ—

『早稲田社会科学研究』五九号、九七一—三〇頁

宮島洋 (一九八六) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社  
 宮田京子 (二〇〇三) 「キャッシュ・フロー法人税の課税ベ－ス」 『経済研究』第二号、一一五—一三七頁

Hall, Robert and Alvin Rabushka (1995) *The Flat Tax*, second edition, Hoover Institution Press.

Hall, Robert and Alvin Rabushka (1996) "A Simple, Progressive Consumption Tax," in Boskin, Michael J., ed., *Frontiers of Tax Reform*, Hoover Institution Press, 27-53.

Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade* (『III—4報告』), Allen and Unwin.

Merrill, Peter R. and Chris R. Edwards (1996) "Cash-Flow Taxation of Financial Services," *National Tax Journal*, Vol.49, No.3, 487-500.

Seidman, Laurence S. (1997) *The USA Tax: A Progressive Consumption Tax*, MIT Press. (八巻節夫・半谷俊彦・塚本正文訳 (二〇〇四) 『累進消費税 活力を生む新税制』文眞堂)

(やまだ ただお・当研究所研究員)